

青森県報

第二千四十五号

平成十四年七月十日(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	二
飼料の試験の結果の概要	畜産課	二
右 同	同	二
大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課)	三
平成十三年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表	(建築住宅課)	四
建設業者の許可の取消し	(八戸県土整備事務所)	五
右 同	(十和田県土整備事務所)	五
出先機関	(三戸林地事務所)	五
土地改良区の役員の内任	(西林地事務所)	五
漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定	(農林水産所)	五
道路の位置の指定	(十和田県土整備事務所)	六

告

示

青森県告示第百四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年七月十日

青森県知事 木村守男

名称	居宅介護事業者		名称	居宅介護事業所		指定年月日
	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類		所在地	所在地	
文化タクシー株式会社	八戸市類家の四丁目二一の八	訪問介護	文化タクシー・ヘルパーステーション	八戸市類家の四丁目二一の八	平成十四年三月三十一日	
有限会社くろいし介護	黒石市青山一三三の二	"	くろいし介護センター	黒石市緑町一二丁目一の一	平成十四年六月一日	
十五番建材株式会社	南津軽郡藤崎大字藤崎三	福祉用具貸与	十五番建材株式会社福祉部	南津軽郡藤崎大字藤崎三	平成十四年五月一日	
社会福祉法人向明会	北津軽郡中里大字尾八別字小谷一	通所介護	デイサービスやすらぎの里	北津軽郡中里大字尾八別字小谷一	平成十四年六月一日	

社会福祉法人 恵心会	社会福祉法人 向明会	医療法人仙知 会	医療法人仁泉 会	社会福祉法人 快適福祉協会
三戸郡三戸町大字斗内 の字和六〇	北津軽郡中 里町大字尾 八別字小谷一	中津軽郡若 木町大字高 谷本宮四 八〇の四	八戸市大字 尻内町字直 田八一	上北郡六戸 町大字犬落 瀬字前谷地 九八
"	"	痴呆対応型 共同生活介 護	"	"
グループホー ム鶴亀	グループホー ムやすらぎの 里	グループホー ムもみじ	デイサービス センターおい らせ	エスノス六戸 福祉センター サービス
三戸郡三戸町 大字斗内字和 六〇の一	北津軽郡中里 町大字尾別字 小谷一八	弘前市大字高 杉五反田一 七三の七	上北郡十和田 市大字奥瀬 湖中平一五五 字	上北郡六戸町 大字犬落瀬 前谷地九八
一四・四・一〇	"	"	一四・六・一	一四・五・一

青森県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年七月十日

青森県知事 木村守男

製造事業場等の 名称及び所在地		収去場所		飼料の名称		製造年月		試験結果の概要		違反の内容											
								粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	DCP %	TDN %	ME kcal/kg	その他の水分 %	

社会福祉法人 同仁会	社会福祉法人 快適福祉協会	有限会社くろ いし介護	名称	名称	所在地	所在地	指月日定
三沢市大字三沢 の字代平一六 三〇九七	上北郡六戸町大 字犬落瀬字前谷 地九八	黒石市青山一三 八の二	主たる事務所の 所在地	名称	所在地	所在地	平成 一四・六・一
介護老人保健施 設やすらぎ苑	エスノス六戸福 祉センター居宅 介護支援事業所	くろいし介護		名称	所在地	所在地	平成 一四・五・一
三沢市大字三沢 の字代平一六 三〇九七	上北郡六戸町大 字犬落瀬字前谷 地九八	黒石市緑町二丁 目一の一の二		名称	所在地	所在地	平成 一四・三・一五

青森県告示第三百四十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項及び第二項の規定により平成十四年六月三日、十三日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十四年七月十日

青森県知事 木村守男

日本配合飼料株式会社 社址 青森県弘前市港町1 丁目8	株式会社イナ ノウ 三沢支店 上北郡六戸町 大字大落瀬字 柳沢91-444	日配成鶏飼育用配合飼料 LM17	14.5	17.6	4.6	3.52	0.57	3.2	11.1							12.3	
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24-9	同 左	ノ一サン印子豚人工乳後 期用配合飼料 子イク・フオーC	14.6	19.1	5.1	0.79	0.71	2.9	5.2			17.4	79.7			12.3	
		ニチワ印アロイラー肥育 前期用配合飼料 EPMニスターA	14.6	25.1	5.0	1.15	0.71	2.2	5.8					3,086		11.6	
		ノ一サン印子豚人工乳後 期用配合飼料 クイニBアロ	14.6	19.9	5.6	0.70	0.67	2.9	4.9				17.7	80.5			12.3
		ニチワ印アロイラー肥育 後期用配合飼料 JCC仕上	14.6	20.1	8.7	1.08	0.66	3.2	5.6					3,290		11.8	
		ニチワ印成鶏飼育用配合 飼料 ニユースター	14.6	19.2	4.8	3.68	0.59	3.3	11.6					2,870		12.3	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年七月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前駅前地区再開発ビル

弘前市大字大町三丁目二の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 株式会社弘前再開発ビル
弘前市大字大町三丁目二の二
代表取締役 對馬宏制
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ショップパース弘前
弘前市大字大町三丁目二の二
代表取締役 渡邊修 外十一名
- 四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗 開設の施設 に営方の運 事関す事項	大規模小 売店舗に おいて開 業する時 刻及び時 間	大規模小 売店舗に おいて開 業する時 刻及び時 間	平成 一四・七・二
	開店時刻 午前七時 ～午後九 時	開店時刻 午前七時 ～午後十 時	
	閉店時刻 午前八時 ～午後九 時	閉店時刻 午前九時 ～午後十 時	

来客が駐 車場を利 用するこ とができ る時間帯	午前九時四十五分 (年間二日午前六時 五十分、年間二日午 前七時四十五分、年 間五日午前八時五十 分)から午後九時三 十分まで	午前九時四十五分 (年間三日午前六時五十分、 年間三十日午前八時五 十分)から午後十一時 三十分まで	"
--------------------------------------	---	--	---

五 届出年月日

平成十四年六月二十八日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十四年七月十日から同年十一月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年十一月十日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

平成十三年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定によ

り社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成十三年度の災害共済事業の経営状況に
ついて次のとおり通知があつたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十四年七月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

加入戸数

共済契約金額

火災共済掛金

被災戸数

火災共済給付金

復興建築助成戸数

復興建築助成金

住宅防火施設整備補助会員数

住宅防火施設整備補助金

住宅災害見舞戸数

住宅災害見舞金

二 収支計算

1 収入

火災共済掛金収入

建物管理の部収入

その他の収入

当期収入合計(A)

前期繰越収支差額

収入合計(B)

2 支出

事業費

管理費

建物管理費

特定預金等支出

当期支出处分(C)

一、二八六

八九〇、三四七戸

五、七三九、九九五、五一九、〇〇〇円

一、〇九八、二六八、四三五円

三七六、五〇二、五八八戸

四〇七戸

一一七、二〇一、一七八戸

二五、八五〇、六〇〇円

二五、八五〇、六〇〇円

八〇戸

一、八八〇、〇〇〇円

一、〇九八、二六八、四三五円

五五、二六八、一三〇円

三二四、三五六、五二五円

一、四七七、八九三、〇九〇円

五一、一三四、八三三円

一、五二九、〇二七、九三三円

五七〇、九四八、二五七円

二二八、七四四、九二〇円

二四、八五二、一五二円

六三一、〇九〇、六〇七円

一、四五五、六三五、九三六円

当期収支差額(A)・(C) 二二、二五七、一五四円
次期繰越収支差額(B)・(C) 七三、三九一、九八七円

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年七月十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社八戸機械製作所
- 二 代表者の氏名 亀山 功
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字北沼一五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一三)第一二八三七号
- 五 取消年月日 平成十四年六月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十四年六月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年七月十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 舛館工務店
- 二 氏名 舛館 正男
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市東五番町一〇の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一三)第八四三八号

- 五 取消年月日 平成十四年六月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十四年六月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年七月十日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	中村 義明	三戸郡田子町大字田子字舞手三三	平成一四・六一

西地方農林水産事務所告示第四号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域(以下「禁止区域」という。)及び当該行為を禁止する物件(以下「禁止物件」という。)を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十四年七月十日

西地方農林水産事務所長 小 林 雅 彦

- 一 漁港の名称
北金ヶ沢漁港
- 二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	北金ヶ沢港北防波堤灯台（北緯四〇度四五分〇〇秒、東經一四〇度〇五分〇七秒）から二七五度〇〇分〇〇秒五〇メートルの地点を中心とした半径二五八メートルの円内の区域
禁 止 物 件	船舶

三 指定の適用期間

平成十四年七月二十八日

十和田県土整備事務所告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月十日

十和田県土整備事務所長 上原 佳三

位 置	十和田市大字二本木字里ノ沢二八の三、二八の四及び二八の一
延 長	七二・一〇メートル
幅 員	六・〇〇メートル
指定年月日	平成十四・六・六

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青 森 県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭